

# 法・条例等の規定について（墓地、埋葬等に関する法律、宗教法人法等の抜粋）

## <墓地、埋葬等に関する法律>

**第10条** 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

**2** 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

## <宗教法人法>

(宗教団体の定義)  
**第2条** この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

(境内建物及び境内地の定義)  
**第3条** この法律において……略……、「境内地」とは、第二号から第七号までに掲げるような宗教法人の同条に規定する目的のために必要な当該宗教法人に固有の土地をいう。

四 宗教上の儀式行事を行うために用いられる土地

(法人格)  
**第4条**  
**2** この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となった宗教団体をいう。

(公益事業その他の事業)  
**第6条** 宗教法人は、公益事業を行うことができる。

## <千葉県墓地等の經營の許可等に関する条例>

(事前協議)  
**第6条** 法第10条第1項又は第2項の規定による墓地又は納骨堂の經營又は変更の許可の申請をしようとする者は、墓地又は納骨堂の工事着工前に墓地又は納骨堂の計画について市長と協議しなければならない。

(許可の基準)  
**第8条** 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の經營の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地の經營が次の各号に規定する基準に適合し、かつ、当該墓地が次条から第11条まで及び第15条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしない。

(1)  
イ 宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人が同法第2条に規定する目的のために行う活動として自己の所有地（規則で定める場合以外の場合にあっては、当該宗教法人の事務所が存する境内地（同法第3条に規定する境内地をいう。）又はこれに隣接する土地を含む土地の区域に限る。）に設置した墓地を經營しようとする場合

千葉県においては、墓地の經營を認めていない。

## <千葉県墓地等の經營の許可等に関する条例施行規則>

(事前協議書等)  
**第5条** 条例第6条に規定する墓地又は納骨堂の工事着工前における協議を行おうとする者は、墓地（納骨堂）經營（変更）許可事前協議書（様式第4号）に別に定める書類及び図面を添付し、市長に提出しなければならない。

**2** 協議に関しその他必要な事項は、市長が別に定める。

寺院等の墓地

- ・宗教法人法第2条に規定する活動を行うための墓地
- ・檀信徒用墓地



霊園形式の墓地

- ・宗教法人法第6条の公益事業
- ・宗旨宗派を問わない



## <千葉県墓地等の經營の許可に関する事前協議実施要綱>

(事前協議書の添付書類)  
**第3条** 規則第5条の別に定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(11) 墓地經營の必要性を証する書類（**檀信徒で墓地を必要としている者の名簿等**）

(審査等)  
**第4条** 市長は、規則第5条第1項の事前協議書の提出があった場合は、墓地等の計画の内容が別表に掲げる**審査基準に適合しているかどうかを審査し**、当該計画の内容が審査基準に適合していないとき、その他市長が必要と認めるときは、經營予定者に対し、当該審査基準に適合するよう指導するものとする。

(別表)

審査事項	審査基準
3 必要性に関すること。	宗教法人が新たに墓地を設置する場合は、次のとおりとする。 (1) <b>墓地を必要としている檀信徒数が示されていること。</b>

**檀信徒**

- ・檀家・信徒
- ・今後、檀家・信者になる予定の者
- ・宗教法人の教義、典礼等を受け入れる者

## <千葉県個人情報保護条例>

第7条第3項 に規定する「思想、信条及び宗教に関する個人情報」